**平成２２年（フ）第３８１号**
青森県上北郡東北町大字大浦字寒水28番地６
債務者　小笠原野利子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４３７号**
青森県上北郡野辺地町字船橋９番地128
債務者　金澤　美咲
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２９号**
青森県北津軽郡板柳町大字大俵字和田250番地８
債務者　成田　輝男
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第１３１号**
青森県五所川原市大字七ツ館字虫流53番地84
債務者　長内　勝信
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第２６０号**
広島県福山市胡町３番５―308号、旧住所広島県福山市奈良津町２丁目４番10号
債務者　池田　芳幸（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時50分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第５０号**
熊本県天草市東浜町６番13号
債務者　西岡　知香
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

**平成２２年（フ）第９９６号**
東京都武蔵野市緑町２丁目６番３―1001号武蔵野緑町２丁目第３アパート
債務者　田中　　榮
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１１５２号**
東京都西東京市ひばりが丘北２丁目３番５号太平荘202号
債務者　高橋　　宏
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１１６０号**
東京都稲城市東長沼2109番地の７マンションオリーザ505号
債務者　東　伊都子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第５３１号**
静岡市葵区北安東２丁目７番７号　ハイツ丸山101号
債務者　小牧恵津子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１０１８号**
東京都町田市忠生４丁目10番地８町田ロイヤルハイツ101
債務者　木下　　守
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１５３４８号**
東京都台東区元浅草３丁目20―８　豊荘21
債務者　近藤　　昇
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５２号**
熊本県天草郡苓北町富岡404番地２
債務者　上田真由美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第２７号**
鹿児島県霧島市国分野口町17番35号　船盛荘２－８
破産者　浜田　竜二
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第７０号**
鹿児島県指宿市大牟礼１丁目30番19号、住民票上の住所鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目18番33号　プレサージュ今村105号
破産者　小田口　誠
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係